

第 36 回サービス統計・企業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 5 日（水）13:30～15:15
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
- （部 会 長） 廣松毅
- （委 員） 北村行伸、竹原功
- （専 門 委 員） 野辺地勉
- （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
- （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
- （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官
ほか

4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から答申案（未定稿）について説明の後、審議を行った結果、次の点を除き答申案の内容について基本的に了承された。
- ・答申案の 1 ページの「ア 調査事項の変更」の「(ア) 変更事項 1」の「今回調査に限り適当である」の部分。
 - ・同 2 ページの「(オ) 変更事項 5」の「これについて」以下の部分。
 - ・同「3 今後の課題」の（1）から（4）まで、特に（3）の「商品手持額の把握について」等を中心に委員から意見があったので、部会長と事務局で修正を検討の上、次回の部会で、改めて答申案を提示することとした。
- 次回の部会では、本件答申案に関連して、統計委員会で発言を予定している部会長の発言（メモ）の内容について、部会長から説明が行われることとされた。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 「(2)理由等ア調査事項の変更（ア）変更事項 1」について

- ・ 「総売上高」の把握について、「今回調査に限り」という言葉を使っているが、答申にわざわざ書く必要はあるか。今後は保証されるものではなく、総売上高については、再度見直すという意味で確認的に記載するのか。
- ・ 「今回調査に限り」については、「総売上高」の把握ということだけではなく、もう少し大きな枠組みのことも表現したいという意味で、また「3 今後の課題」にも関係するのでこの言葉を入れたが、御意見を踏まえ、修正案について、事務局と相談してまとめたい。
- ・ 「総売上高の把握」は一つのトライアルであるため、調査実施後に検証を行った上で、今後について判断する必要があると考えている。そのため、「今回調査に限り」と記載

があると誤解を生んでしまう懸念がある。

(2) 「(ウ) 変更事項 3」について

- ・ 答申案の内容はよいが、電子マネーによる販売を割合ベースで把握することについては、将来的に電子マネーが拡大することに伴い、会計上、もう少しきちんと把握されるようになるかもしれないので、調査の仕方については、今後検討してほしい。
- ・ 議事録上で残すこととしたい。

(3) 「(エ) 変更事項 4」について

- ・ インターネット販売の把握を割合ベースで行うことについても、電子マネーの販売の把握と同じく、調査の仕方については、今後検討してほしい。
- ・ 議事録上で残すこととしたい。

(4) 「(オ) 調査事項 5」について

- ・ 会計上、「流通在庫」という用語は、通常は企業間の取引で流通過程にあり、消費者の手元に渡る前段階で在庫とされているものを指す用語である。「流通在庫の把握により」が、何を指すかが具体的に分からない。また、それが、「商業マージンの正確な推計」にどのように結びつくかが原案では分からない。
- ・ 部会審議において、流通在庫の増減とか商業マージン額の把握が議論になり、それを踏まえた表現にしたつもりだが、第一段落との結びつきや、流通在庫の増減額と商業マージン額との関係について、もう少し工夫した表現としたい。
- ・ 「個人事業所における記入が困難」から「企業を対象とした把握に変更」と、個人事業所からいきなり企業へと飛ぶところが気になるので、「個人事業所」よりも「個々の事業所」とした方が分かりやすいのではないか。

(5) 「イ 調査期日の変更」について

- ・ この部分については、地方公共団体からの御意見も踏まえて、事務負担の増加の懸念について、調査実施者は十分な調整をすることが必要であると明記した。
- ・ 今回7月1日で行うことはいいが、今後、統計調査の調査期日がばらばらになっていくことがいいのか、これを合わせられればデータ移送も簡単に可能になるので、調査期日を今後どうしていくかについて、全体の枠組みの中で考えていくといいのではないか。

(6) 「ウ 調査対象期間の変更」について

- ・ 過去の調査において年度単位でデータを把握していたことから、暦年でデータを把握することにより継続性という意味では少し問題はあるが、調査結果の利便性という意味で、やむを得ないという結論とした。

(7) 「エ 調査対象の変更 (ア) 変更事項 1」について

- ・ 本社一括調査は大きなウェイトを占めているので、本社に対する傘下事業所への協力依頼や広報活動について、是非とも強力な要請をお願いしたい。また、督促に関しても民間の会社に委託して、地方公共団体と国が分担していけばうまくいくのではないか。

実査については、今後も、国と地方公共団体で協議させていただきたい。

- ・ 実査に当たっては、調査実施者と地方公共団体が十分協力して行うよう、再度お願いしたい。

(8) 「エ 調査対象の変更 (イ) 変更事項 2」について
(特になし)

(9) 「エ 調査対象の変更 (ウ) 変更事項 3」について

- ・ オンライン調査の導入は、今の統計調査の環境を踏まえると必然の方向であり、商業調査で新たに導入することは、報告者の利便性の向上に資すると認められるので適当とした。

(10) 「エ 調査対象の変更 (エ) 変更事項 4」について

- ・ プレプリントは報告者の負担軽減に資するとともに、委員から指摘があったように、調査対象者に対して、調査実施者が持っている情報の還元にも当たり、そういう意味で積極的に推し進めるべきとの御意見もあり、その点も含めて適当とした。

(11) 「2 諮問第 8 号の答申「経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等について」(平成 20 年 8 月 20 日付け府統委第 109 号)における今後の課題への対応について」について

- ・ 前回の答申において、行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について検討する必要がある、と指摘されたことについて対応結果をまとめたもので、①から⑤までについて、その方向性は適当であるとした。その「方向性」に限った趣旨は、現時点ではまだ十分具体的な対応策がイメージされていないものもあること、引き続き検討していく必要があることを念頭においてこの記述とした。

(12) 「3 今後の課題」の (1) 「経済センサス-活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みの検討について

- ・ この部分は、委員長からも、経済センサス基礎調査と商業統計調査の一体的実施は、今後の経済統計の在り方にも直結する大変重要な課題であり、十分に検討するようという指示があったところである。今回の部会審議では、基礎調査と商業調査の範囲内に収まりきらない点も御指摘いただいたが、答申においては、諮問の内容に関して、課題の記載をその範囲にとどめた。この課題の記載に収まりきらないものに関しては、部会長メモとして、意見表明すべきではないかと考え、その準備をしているところ。
- ・ 今回、基礎調査の調査事項として総売上高を含めるということに関して承認いただいたが、平成 18 年の経済センサスの枠組みにおいて、基礎調査の今後の在り方については必ずしも明記されていないこともあり、「経済センサス-活動動査」の調査中間年における統計調査の枠組みについて早急に検討する必要があるとした。ただし、「政府は、産業関連統計の体系整備の観点から」と記載した点については、答申案では「経済センサスの枠組みの中で」と修正し、部会長メモの中で、「産業関連統計の」と記載するな

ど、記載を整理して書き分けることを検討したい。

← 今後の検討に当たっては、統計調査の結果も踏まえて検討する部分があると考えている。

- ・ 基礎調査については中立、今後の前提とはしないと聞こえるが、他方、答申案の前ページの部分では、「母集団情報の整備等のための調査としての基礎調査の在り方を含め検討していく」とする方向性について適当であると記述しているので、両者の記述の整合性を図っていただきたい。

(13) 「3 今後の課題」の（2）母集団情報の整備等の在り方について

- ・ この部分に関しては、行政記録情報の利用の仕方について部会長メモで触れたい。
- ・ 答申案の前ページで、「新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討」と記載され、方向性としては適当であるとしているので、この部分についても両者の記述の整合性を図っていただきたい。

(14) 「3 今後の課題」の（3）商品手持額の把握について

- ・ 「商品単位」が何を指しているか、統計としてどこまで把握していくのかがはっきりと分からない。把握していくことは非常に大きな意味があると思うが、どこまで把握するかをはっきりさせないと、受ける側として今後の検討が難しいのではないか。
- ・ 商品をどのように細分化して把握しているかは、個々の企業によっても違っており、色々なレベルがあるので、研究する価値としてはあるが、どこを到達点とするかは非常に難しい。慎重に考える方がいいのではないか。
- ・ 委員の意見を踏まえて、記載することを含め検討したい。

(15) 「3 今後の課題」の（4）プレプリント事項の拡大について

- ・ 機密保護の点について地方公共団体から提示された調査票を紛失したときのリスクを踏まえると、オンライン調査の促進ということが考えられる。

今後の課題として、オンライン上は多くのプレプリントした情報を入れて、調査票として配布する場合には、今のような形でプレプリントするといった差を付けることによって、オンライン調査が促進されるようにするという工夫の仕方もあるのではないか。

- ・ プレプリントによるオンライン調査への誘導という意味もあるので、検討したい。
- ・ 「次回調査までに検討する必要がある」と記載しているが、次回調査が何を指すのか不明であり、明記すべきである。

6 次回予定

次回は、平成 25 年 6 月 14 日（金）13 時半から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。